

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案参照条文

一	道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄）	1
二	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	3
三	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）	4
四	我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第号）（抄）	4

○ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

257（略）

8 この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ・ロ（略）

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二（略）

（許可申請）

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならぬ。

一・二（略）

三 路線又は営業区域、営業所の名称及び付置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種類（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2・3（略）

（許可基準）

第六条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

- 一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 4 (略)

(事業計画の変更)

第十五条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業の譲渡及び譲受等)

第三十六条 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

3 第六条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 (略)

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
<p>一〇百二十四（略）</p> <p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可            （注）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条（道路運送法の特例）又は第三十四条第一項（道路運送法の特例）の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第十四条第三項（道路運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の認定又は同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、同法第二十三条第一項（道路運送法の特例）又は第三十四条第二項の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第二十二條第三項（乗継円滑化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定又は同法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定は当該事業計画の変更の認可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定は当該許可とみなす。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）            一件につき三万円            （個人の受ける一般乗用旅客自動車</p>
<p>（一）道路運送法第四条第一項（一般旅客自動車運送事業の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>（略）</p>

<p>(二) 道路運送法第十五条第一項（事業計画の変更）の規定による事業計画の変更の認可</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (一)に掲げる許可（政令で定めるものを除く。）を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号の営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの</p> <p>(三) (略)</p> <p>(五) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>認可件数</p> <p>(略)</p>	<p>運送事業の許可で政令で定めるものについては、一万五千元</p> <p>(略)</p> <p>一件につき五千元</p> <p>(略)</p>
<p>百二十五の二～百五十九 (略)</p>		

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地域公共交通 地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。

二～十二 (略)

○ 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第号）（抄）

附 則

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号の二(一)中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第二条第二十項」を「第二条第二十七項」に改め、同表第二百二十五号中「(貨物自動車運送事業法の特例)」の下に「又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の四第一項若しくは第二項(貨物自動車運送事業法の特例)」を加え、「は当該許可と」を「又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第一一條第一項(資源生産性革新計画の認定)」の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該許可と」に改め、同表第三百二十九号中「特例)又は」を「特例)、」に改め、「若しくは第二項」の下に「(貨物利用運送事業法の特例)又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の二第一項若しくは第二項」を加え、「変更の認定又は」を「変更の認定、」に、「は当該登録」を「又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第一一條第一項(資源生産性革新計画の認定)」の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項(資源生産性革新計画の変更等)の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項(資源生産性革新計画の変更等)の規定による資源生産性革新計画の認定又は」を「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画の認定若しくは」に、「は当該許可」を「又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第一一條第一項の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該許可」に改める。